

特定公契約に伴う手続等について

本案件は豊川市公契約条例に規定する特定公契約となるため、以下の手続等が必要になりますのでご留意ください。

1 労働環境確認書の提出

労働環境の確認のため、契約締結後 7 日間以内に労働環境確認書を契約検査課まで提出してください。

2 労働報酬下限額の設定

本案件に従事する労働者に対し労働報酬下限額以上の賃金その他の労働報酬を支払わなければなりません。

■ 【工事請負契約の場合】

（単位：円／1 時間当たり）

No.	職 種	労働報酬下限額	No.	職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	2, 9 8 0	27	普通船員	2, 9 6 0
02	普通作業員	2, 5 2 0	28	潜水士	5, 1 9 0
03	軽作業員	1, 9 4 0	29	潜水連絡員	3, 3 6 0
04	造園工	2, 5 9 0	30	潜水送気員	3, 0 1 0
05	法面工	3, 4 6 0	31	山林砂防工	3, 7 1 0
06	とび工	3, 2 4 0	32	軌道工	5, 1 7 0
07	石工	3, 4 4 0	33	型わく工	3, 4 4 0
08	ブロック工	3, 5 3 0	34	大工	3, 4 0 0
09	電工	2, 8 2 0	35	左官	3, 1 1 0
10	鉄筋工	3, 1 0 0	36	配管工	2, 7 7 0
11	鉄骨工	3, 0 6 0	37	はつり工	3, 0 8 0
12	塗装工	3, 3 6 0	38	防水工	3, 1 7 0
13	溶接工	3, 4 9 0	39	板金工	3, 3 2 0
14	運転手（特殊）	3, 0 6 0	40	タイル工	2, 8 7 8
15	運転手（一般）	2, 7 2 0	41	サッシ工	3, 3 3 0
16	潜かん工	3, 8 3 0	42	屋根ふき工	2, 7 7 2
17	潜かん世話役	4, 7 4 0	43	内装工	3, 6 3 0
18	さく岩工	3, 9 6 0	44	ガラス工	3, 1 3 0
19	トンネル特殊工	4, 6 7 0	45	建具工	2, 7 7 8
20	トンネル作業員	3, 5 0 0	46	ダクト工	2, 7 6 0

21	トンネル世話役	4, 7 7 0	47	保温工	3, 1 8 0
22	橋りょう特殊工	3, 6 5 0	48	建築ブロック工	3, 5 5 9
23	橋りょう塗装工	4, 0 8 0	49	設備機械工	3, 2 0 0
24	橋りょう世話役	4, 2 8 0	50	交通誘導警備員 A	2, 2 4 0
25	土木一般世話役	3, 1 3 0	51	交通誘導警備員 B	1, 7 8 0
26	高級船員	3, 7 4 0			

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者（給与と年金の1月あたりの合計額が支給停止調整額を超えないように賃金等を調整している者）や労働者等の合意のもと、見習い（建設業の経験が1年未満）、手元等として使用者が判断する者については、1, 1 5 8 円とする。

【問合せ先】 豊川市役所 総務部契約検査課 契約係 電話：0533-89-2178